

○外国人エンジニアの要件とは、

申請企業において「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で、以下に分類された業務及び付随する職務に従事する予定があると熊本県が確認した外国人エンジニア

日本標準職業分類(平成 21 年12月統計基準設定)に基づく分類

大分類 B 専門的・技術的職業従事者

－中分類 07 製造技術者(開発)

- －小分類 072 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)
(開発)
- －小分類 073 機械技術者(開発)
- －小分類 076 金属技術者(開発)
- －小分類 077 化学技術者(開発)

－中分類 08 製造技術者(開発を除く)

- －小分類 082 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)
(開発を除く)
- －小分類 083 機械技術者(開発を除く)
- －小分類 086 金属技術者(開発を除く)
- －小分類 087 化学技術者(開発を除く)

－中分類 10 情報処理・通信技術者

- －小分類 101 システムコンサルタント
- －小分類 102 システム設計者
- －小分類 103 情報処理プロジェクトマネージャー
- －小分類 104 ソフトウェア作成者
- －小分類 105 システム運用管理者

－中分類 24 その他の専門的職業従事者

- －小分類 249 他に分類されない専門的職業従事者
※通訳業務に限る